

# 保険料(税)減免実施状況 (2006年度)

(愛知県医務国保課資料より)

1. 「条例の有無」には、保険料(税)の減免について定めた条例がある場合に を記入する。
2. 条例のある保険者は、「減免事由」の中で該当するものに を記入する。(複数回答可)
  - (1)「災害」とは、風水害、冷害等の災害によって納付者がその財産につき甚大な損害を被ったとき。
  - (2)「病気」とは、納付者又は同一生計親族が病気、負傷又は盗難にあつて著しく負担能力が無くなったとき。
  - (3)「失業」とは、納付者又はその者と生計を一にする親族が失業して著しく負担能力が無くなったとき。
  - (4)「収入減」とは、(2)、(3)以外の事情により前年に比べ、著しく負担能力が無くなったとき。
  - (5)「低所得」とは、所得水準が一定以下の場合。
  - (6)「生保」とは、生活保護基準該当世帯。
  - (7)「特別事情」とは、具体的な項目ではなく、市町村長の判断で減免できる規定。
  - (8)「その他」とは、上記(1)～(7)以外の事由によるもの。
3. 「免除規定有無」は、保険料(税)賦課額の全額を免除する規定がある場合に を記入する。
4. 「減免基準」は、2(5)に該当する場合の基準、2(5)、(6)に該当する場合の減免割合を記入する。
5. 「失業者の減免」は、2(3)、(4)、(7)、(8)の規定を準用し、失業者に対し減免できる場合に を記入する。

市町村名	1 条例の有無	2. 減 免 事 由								3 免除規定有無	4. 減 免 基 準	5 失業者の減免	2006年度実績	
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情	(8) その他				減免	減免総額
													世帯数	(千円)
都道府県合計	63	63	33	31	44	16	35	42	41	28		30	213,278	2,596,729
1 名古屋市													127,162	1,611,505
2 豊橋市													11,228	118,030
3 岡崎市													3,793	73,256

市町村名	1 条例の有無	2.減免事由							3 免除規定有無	4.減免基準	5 失業者の減免	2006年度実績	
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情				(8) その他	減免 世帯数
4 一宮市										【低所得】法定軽減7・5・2割世帯に1割の上乗せ減免する。また、それに該当しない世帯で所得金額が200万円以下の世帯について、均等割・平等割を3割減免する。 【生保】生活保護開始以後に到来する納期にかかる税を100%減免する。		41,078	574,066
5 瀬戸市												42	922
6 半田市										生活保護を受ける期間に係る納付額の全額		136	3,784
7 春日井市										・低所得・生保:減免取扱基準第4項において学校教育法第25条の規定により就学援助を受けることとなった世帯、その他これに類する法令の規定により給付を受けている世帯を対象とする。減免割合は国保税額の100分の100		122	8,126
8 豊川市										【低所得】世帯の前年の所得金額が33万円以下で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税額が25万円以下のとき(7割軽減世帯)、保険料の均等割額と平等割額のそれぞれ2%に相当する額。世帯の前年の所得金額が33万円+被保険者数(当該世帯主は除く)×24.5万円以下で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税額が25万円以下のとき(5割軽減世帯)、保険料の均等割額と平等割額のそれぞれ3%に相当する額。世帯の前年の所得金額が33万円+被保険者数×35万円以下で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税額が25万円以下のとき(2割軽減世帯)、保険料の均等割額と平等割額のそれぞれ3%に相当する額。世帯の前年所得金額が125万以下又は市民税非課税世帯で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税が25万以下のとき、保険料の均等割金額と平等割金額のそれぞれ19%に相当する額。 【生保】生活保護法の規定による保護の開始の日から保護の廃止の日までの間に到来する納期に係る給付額に相当する額。		7,085	22,645
9 津島市										世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年の所得について算定した津島市国民健康保険賦課徴収条例第3条に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円以下 当該年度にかかる保険税に100分の30を乗じた額を減免。		2,678	36,161
10 碧南市										【生保】減免割合は全額		902	3,424

市町村名	1 条例の有無	2. 減免事由							3 免除規定有無	4. 減免基準	5 失業者の減免	2006年度実績		
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情				(8) その他	減免 世帯数	減免総額 (千円)
		11 刈谷市												
12 豊田市												214	5,986	
13 安城市												109	1,051	
14 西尾市												896	5,111	
15 蒲郡市												2,079	7,699	
16 犬山市												48	1,186	
17 常滑市												99	651	
18 江南市												3,322	21,405	
19 小牧市												358	12,940	
20 稲沢市												2,542	24,523	
21 新城市												1,315	4,112	
22 東海市												12	234	
23 大府市												7	218	
24 知多市												6	99	
25 知立市												71	886	
26 尾張旭市												8	837	
27 高浜市												24	811	

市町村名	1 条例の有無	2.減免事由							3 免除規定有無	4.減免基準	5 失業者の減免	2006年度実績	
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情				(8) その他	減免 世帯数
28 岩倉市										【生保】学校教育法第25条の規定により就学援助を受けることとなった者等の当該扶助をうけている期間に到来する納期限に係る納付額の所得割額の全部を減免		12	594
29 豊明市										生活保護……生活保護法の規定による保護を受けた場合 その事由が生じた日以後に到来する納期分の納付額の全額を減免		66	3,057
30 日進市												19	540
31 田原市										【低所得】条例第13条の規定により国民健康保険税の減額が適用される納税義務者で、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみを課税される者 その者の当該年度の条例第5条、第5条の2、第7条の2及び第7条の3に規定する被保険者均等割額及び世帯別平等割額の100分の10に相当する額の合計額 【生保】当該保護を受ける期間に到来した納期限に係る納付額		1,054	7,099
32 愛西市										・生計中心者である被保険者が事業を倒産のより廃止した場合又は、被保険者が勤務先の事業所の倒産により就労できない場合は、国民健康保険税の50/100減免 ・生計中心者である被保険者が死亡等したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは継続して3箇月以上長期入院で就労できないことにより、世帯の収入が著しく減少した場合で前年合計所得4/10に減少し、世帯の前年中の所得金額が500万円以下の場合、「基礎控除額以下」の場合50/100、基礎控除額に3を乗じた額以下は40/100、基礎控除額に5を乗じた額以下は30/100を国民健康保険税を減免 ・低所得者で固定資産税額が1万円以下で、世帯の合計所得金額が200万円以下である場合は、10/100減免		903	5,939
33 清須市										【収入減・低所得】 実収月額 - 基準生活費 = 保険税充当額、保険税賦課額 - 保険税充当額 = 保険税減免額(応益割のみ) 【生保】当該保護を受ける月以降の納期限に係る納付額の全部		2	173
34 北名古屋市										(低所得)国民健康保険税条例第13条に規定する減額の対象者 均等割・平等割の20% (生保)納期未到来の保険税額の全額		3,861	16,071
35 東郷町										生保については100%減免		9	328
36 長久手町												17	456

市町村名	1 条例の有無	2.減免事由							3 免除規定有無	4.減免基準	5 失業者の減免	2006年度実績	
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情				(8) その他	減免 世帯数
37 豊山町											7	333	
38 春日町									【生保】当該扶助を受けている期間に到来する納期限に係る税額の全部		0	0	
39 大口町									「生保」に係る減免割合：生活保護期間中に到来する納期限に係る税額の全部		11	159	
40 扶桑町									（生保）当該扶助を受ける者について算定した税額の内、当該扶助を受けている期間に到来する納期限内に係る税額の全部		21	939	
41 七宝町											0	0	
42 美和町											0	0	
43 甚目寺町											0	0	
44 大治町											0	0	
45 蟹江町											700	7,963	
46 飛島村											0	0	
47 弥富市											1,072	9,934	
48 阿久比町											0	0	
49 東浦町									生活保護を受けることとなった日以降で、申請日以降に到来する納期に係る納付		4	124	
50 南知多町									（生保）全額		7	861	
51 美浜町											0	0	
52 武豊町									【生保】保護をうける期間に係る納付額の全部		2	114	
53 一色町									（生保）全額		0	0	
54 吉良町									【生保】当該保護等を受けている期間に到来した納期限に係る納付額 【低所得】吉良町条例第49条又は第65条の規定によって町民税の所得割又は固定資産税の減免を受けた場合 当該減免を受けた町民税所得割額による所得割額又は固定資産税額による資産割額に相当する額		0	0	
55 幡豆町											2	138	
56 幸田町											8	104	
57 三好町									生活保護法第11条第1項第1号の生活扶助を受けている者に対し、当該生活扶助を受けることになった日以後に到来する納期に係る保険税の額の全部		4	200	
58 設楽町											0	0	
59 東栄町											0	0	
60 豊根村											0	0	
61 音羽町											62	311	
62 小坂井町											2	108	
63 御津町											1	55	